

習志野市遠隔手話通訳 の利用にあたっての注意事項

1. サービスの提供

(1) 提供日及び、提供時間

平日(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

ただし、習志野市が必要と認めたときは、この限りではありません。

(2) 手話通訳者

習志野市が直接実施するものとし、障がい福祉課 聴覚障がい担当職員等が対応します。

2. サービスの利用について

(1) サービスの内容

ビデオ通話機能を利用して、聴覚障がい者が手話通訳者を介して意思疎通を図るものです。

(2) サービスの利用条件

次に掲げる事項は、利用できません。

- ① 営利活動、宗教活動、政治活動もしくはそれに類する目的のもの
- ② 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と習志野市が判断したもの

これらの内容での利用を確認した時には、利用の取消をすることがあります。

3. サービスの利用対象者

原則、習志野市意思疎通支援事業に登録する者としてします。ただし、習志野市内において緊急に手話通訳者等を必要とするときは、この限りではありません。

4. サービスの費用負担

手話通訳者等の派遣に要する費用は、習志野市の負担とします。ただし、本サービスの利用に必要なタブレットやスマートフォンの購入及び通信料等は利用者の負担となります。なお、スマートフォンからのビデオ通話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。事前にスマートフォンに関する料金プランやご利用方法を必ずご確認ください。

5. サービスに利用するソフトウェア

習志野市が指定するソフトウェアを利用登録し、利用対象者は自らそれらが使用できる環境を整えるものとします。また、各ソフトウェアの設定及び利用は、各ソフトウェアの利用規約に基づき、申請者の負担及び責任にてご利用ください。なお、習志野市は各ソフトウェアの機能、安全性について保証いたしません。

6. その他

次のとき、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 通信状況が悪い場合
- ② 手話通訳者等が他の業務等の諸事情により対応できない場合
- ③ その他、自然災害等 なんらかの事情が生じた場合

なお、このサービスを利用する場合は、上記事項に同意したものとみなします。